パートナーシップ構築宣言

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

１．サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

a. 企業間の連携　当社は、協力会社の皆様と「KURAKEN ルール」を共有し、作業前に現場の危険箇所や安全対策を確認します。施工中も現場巡視で気づいた点を共有し、協力会社の皆様とともに事故の防止に取り組みます。

２．「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

３．　その他

当社は、協力会社と工事図面や施工情報などの秘密情報を共有する前に、利用目的や共有できる範囲、第三者への開示の取扱いを双方で確認します。既存の契約に当該情報を対象とする秘密保持の定めがない場合は、共有前に秘密保持契約（NDA）を締結します。

協力会社から材料費や労務費の上昇に伴う価格の相談があった場合は、事情を確認し、双方で協議します。追加・変更工事は、原則として着手前に金額と工期を協議し、合意内容を書面等に残します。代金は、事前に合意した支払条件に従って支払います。

宣言日　2026 年 11 月 11 日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

倉持建設工業株式会社　　代表取締役社長　倉持 好弘

（備考）

・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。